**平成２５年（フ）第８７８号**
福岡市東区香椎台３丁目１番23号
債務者　村上久美子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１５７１号**
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1391番地１イーストヒルズＡ203号
債務者　林田　栞菜
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１５７２号**
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1391番地１イーストヒルズＡ203号
債務者　林田　元気
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１８０８号**
福岡市博多区三筑２丁目27番11―303号
債務者　川越安希子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１８３１号**
福岡市南区大楠２丁目15番20―102号
債務者　小宮由紀子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１６６号**
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目10番37号
債務者　横山ロウェナディモイこと　ＹＯＫＯＹＡＭＡ　ＲＯＷＥＮＡ　ＤＥＥＭＯＹ
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２３６号**
福岡市中央区小笹４丁目１番20号
債務者　桑原　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２３７号**
福岡市中央区小笹４丁目１番20号
債務者　桑原　芳枝（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２５５号**
福岡市城南区鳥飼７丁目30番502号
債務者　北垣　壽江
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２６３号**
福岡県宗像市田熊２丁目１番10―102号
債務者　一色　恭子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２７７号**
福岡市南区鶴田２丁目19番33号
債務者　木室　　進
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２９０号**
福岡市西区富士見２丁目20番７―101号
債務者　岡　　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２９３号**
福岡県大野城市筒井３丁目９番21号ファミール９―303号
債務者　鎌田　　肇
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２９４号**
福岡県大野城市筒井３丁目９番21号ファミール９―303号
債務者　鎌田　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第３０２号**
福岡市早良区原４丁目24番16号
債務者　岩永　真理
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第３０４号**
前住所北九州市小倉北区金田２丁目２番32―102号
債務者　船津　文子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第３１４号**
福岡市博多区東月隈５丁目12番５―102号
債務者　相原　智三
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第３１７号**
福岡県糸島市前原北２丁目３番34号　103
債務者　古川　　晃（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部